

# 権原市立 畠傍北小学校 いじめ防止基本方針

2025(令和7)年 4月 1日

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の「教育を受ける権利」を著しく侵害するだけでなく、その心身の健全な成長や人格の形成に深刻な影響を与え、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれがある重大な人権問題である。

近年、人と人とのつながりが希薄になり、子どもたちが健やかな人間関係を築くことが 難しい状況や、高度な情報化により発達したコミュニケーションの手段が、新たないじめの道具として悪用される事態が起こっている。すべての子どもたちが権利行使の主体者として尊重され、その自由を保障されるべく、「子どもの権利条約」に基づき、人権侵害に対しての適切な救済に努めていかなければならない。

本校では、国の「いじめ防止基本方針」および、県・市の「いじめ防止基本方針」を参照し、全ての教職員がいじめは重大な人権侵害であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、教育全体を通して子どもたちひとりひとりに

- ◇自分はかけがえのない存在であること
- ◇他の人の大切さを認めること
- ◇多様な見方や考え方を受け入れること

を教え、すべての子どもが明るく生き生きと活動できる環境づくりに努めなければならない。

## I. いじめの防止等のための基本的事項

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 「いじめ防止対策推進法 第2条」より

### (2) いじめ防止のための基本理念

#### ① いじめは決して許されない重大な人権侵害である。

いじめは、児童の尊厳を深く傷つけるものであり、重大な人権侵害である。いじめはどの子どもにも起こりうるものであるという認識を持ち、いじめを絶対に見逃さない。

#### ② 互いの人権を尊重できる豊かな人間関係を築く。

いじめについて児童に十分な理解を促すとともに、互いの人格を尊重できる豊かな人間関係や学級・学校づくりを行う。

#### ③ 地域全体で取り組む。

家庭・地域・関係機関等と密接に連携し、地域社会全体で取り組む。

市基本方針の趣旨及び内容を周知徹底するためにも、適切な広報、適宜研修会の実施を行う。

## 2. いじめの防止等のための体制

### (1) いじめの防止等のための組織（別紙1）

学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等に関する措置を実効的に行うため管理職・複数の教員等からなる「いじめ問題対策委員会」を設置する。必要に応じて、保護者や関係団体に向けた説明会を様々な機会を捉えておこない、学校のみならず、保護者や関係団体と連携・協力して、外部専門家からの支援も得ながら対応する。

### (2) いじめ防止等に係る年間計画（別紙2）

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体として、組織的・計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。年間計画の作成にあたっては、児童への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。

## 3. いじめの防止等に関する取組

児童が主体的に学び、互いを認め合い尊重し合う環境をつくることが大切である。

### (1) いじめ防止

教職員が一人一人の子どもをかけがえのない存在として寄り添い、「あるがまま」の姿を丸ごと受け止める必要がある。

子どもの声を受けて、温く・ぬくもりのある教職員集団をつくるとともに、子どもの主体性を尊重した学級経営や教育活動を開拓することで、子どもの居場所づくり・絆づくりを行う。子どもたちが主体的にいじめの問題について考え、防止に向けた行動を起こせるような取組を進める。

### (2) 早期発見

教職員がゆとりをもって子どもと向き合う環境を整え、子どもの話に耳を傾けたり、子ども目線で物事を考えたりすることで、子どものおかれている状況や心情を理解することに努める。本人の申告だけでなく、まわりの子どもたちの気づきを大切にし、カウンセラーの紹介やいじめの相談窓口があることを児童に知らせる。

さらに、一見けんかやふざけ合いのように見えて、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を調べ、被害児童の気持ちに寄り添い、いじめに該当するか否かを判断することが大切である。

### (3) 早期対応

いじめ事象（疑われるものも含め）を確認した場合、いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な対応を行い、解決に向けて教職員一人だけで抱え込むことなく、学年及び学校全体で組織的な対応を行う。第一に当事者の子どもの話を十分に聴き取り、子どもの気持ちを尊重した対応を心がける。

### (4) 再発防止

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず、子どもたちの様子を継続的に見守り、適切な指導（声かけ等）を行う。

心的外傷により PTSD（心的外傷後ストレス障害）傾向を示したりすることが考えられる。

そこで、見守るとともに、場合によっては、医療機関や児童相談所等の関係機関とも連携し、心のケアや支援を行う。

#### 4. 重大事態への対応

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合には、速やかに市教育委員会に報告を行い全職員で問題を共有するとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査と対応の協議を行い事態の解決に当たる。

##### (1) 重大事態とは

- ・いじめにより、児童が自殺を企図した疑いがある場合
- ・いじめにより、児童が身体に重大な被害を被った疑いがある場合
- ・いじめにより、児童が精神性の疾患を発症した疑いがある場合
- ・いじめにより、児童が金品等に重大な被害を被った疑いがある場合
- ・いじめにより、児童が相当期間の欠席を余儀なくされている疑いがある場合

(年間30日の欠席を目安とする。)

児童や保護者から重大事態に至ったと申し立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

##### (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

当該児童や保護者等から事案発生時の様子や被害状況などについて時系列に沿って十分に聴き取りを行いながら、保護者の要望・意見を十分に聴取し今後の調査について迅速に協議する。学校は、危機感を持って初期対応を行う必要がある。必要に応じ、在籍児童や教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査を行い、事実関係を確認の上、いじめた児童への指導を行い、いじめを止める。いじめられた児童に対しては継続的なケアを行い、学校生活復帰の支援や学習支援を行うとともに、再発防止に努める。

また、十分に詳細な調査が行われていない段階で、軽々に、事案に関する学校の判断を児童や保護者に伝えることがあってはならない。

##### (3) 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、丁寧に説明する。その際、関係者の個人情報には十分に配慮する。

市は、いじめの重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童やその保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に判断し、公表の有無、方法及び内容を適切に判断する。

また、調査結果を踏まえた再発防止に努める。

#### 5. その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても基本方針をはじめ、積極的に情報発信とともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

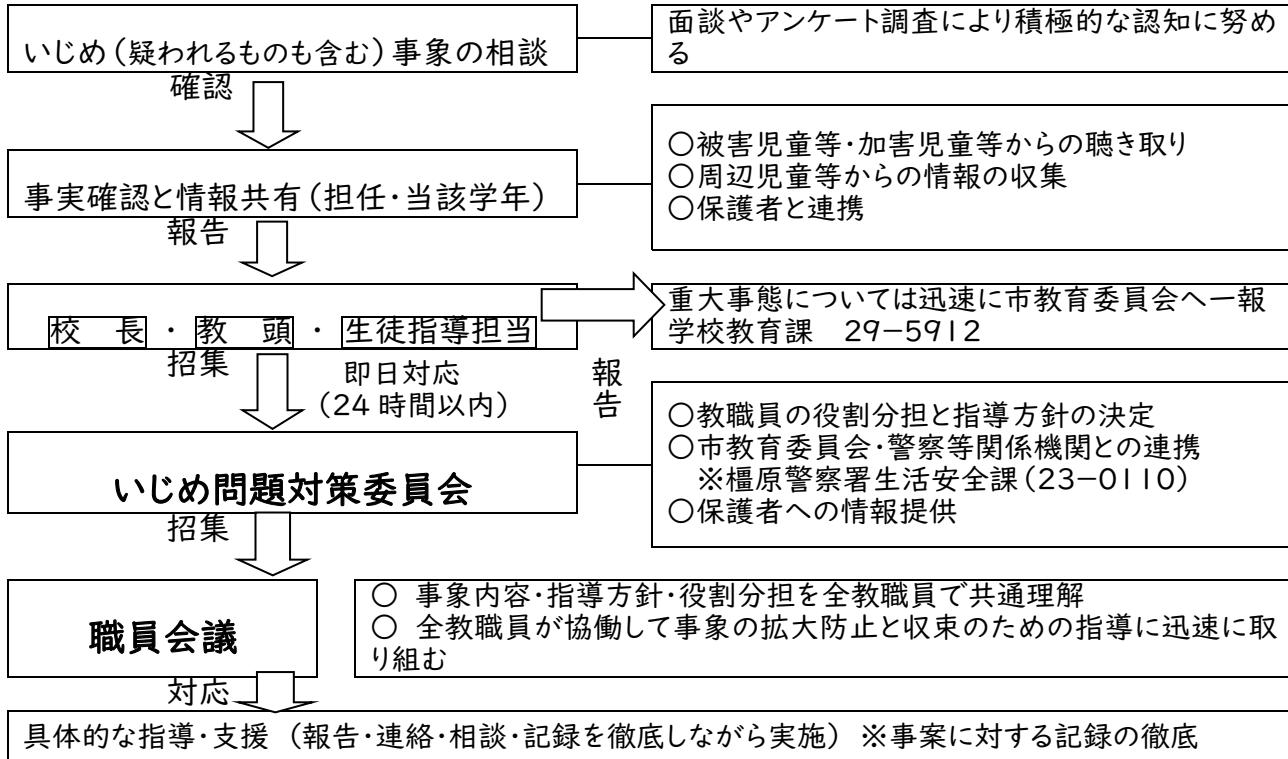
## いじめ問題対策指導委員会

校長・教頭・生指・人推・養護・いじめ不登校対策指導員・該当児童学級担任・該当学年

※必要に応じて臨床心理士等の外部専門家の参加を願う

- 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応の中心となる常設の組織を設置する。
- 委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実に行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

## 組織対応の流れ



## 【被害者への支援】

- 共感的に受け止める
- 伝えること
  - ・「何としても守る」という姿勢
  - ・プライバシー保護
- 確認すること
  - ・身体の被害状況(診断書)
  - ・金品の被害状況
  - ・カウンセリングの必要性
  - ・警察への被害申告の意志
- 留意すること
  - ・再発や潜在化
  - ・保護者への説明と考え方の確認

## 【加害者への指導】

- 毅然とした態度で
- 伝えること
  - ・いじめは決して許されない
  - ・いじめられた側の心の痛み
  - ・行為が重大な結果に繋がった
- 確認すること
  - ・カウンセリングの必要性
- 留意すること
  - ・加害者の心理的背景  
(ストレス・自己存在感等)
  - ・加害者が被害者になること
  - ・保護者との連携

## 【周囲への指導・支援】

- (観衆・傍観者等)  
みんなを守るという姿勢
- 伝えること
  - ・いじめられた側の心の痛み
  - ・観衆や傍観者も加害者である
  - ・プライバシーの保護
- 確認すること
  - ・カウンセリングの必要性
- 留意すること
  - ・観衆や傍観者が被害者になること

再発防止のための保護者・地域と連携した見守り

市教育委員会への報告

## 【重大事態への対応】

- ・速やかに市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて警察等関係機関に連絡する
- ・市教育委員会の支援のもと、管理職を中心として学校全体で組織的に対応、迅速に事案解決に努める
- ・事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急の保護者会等の開催について検討する
- ・マスコミ等の対応は管理職を窓口とする

別紙2 2025年度 いじめ防止等に係る年間計画 檜原市立畠傍北小学校

	4月	5月	6月	7月
会議研修	・いじめ問題対策委員会 ・職員研修		・いじめ問題対策委員会	
未然防止	・児童会あいさつ運動 ・防犯教室		・各学年で人権学習の取組	・情報モラルの学習(6年)
早期発見	・家庭訪問 ・個人懇談	・要配慮児童共通理解	・いじめアンケート調査①	・個人懇談 ・子ども見守り会議
	8月	9月	10月	11月
会議研修	・人権教育職員研修	・いじめ問題対策委員会 ・職員研修		・いじめ問題対策委員会
未然防止		・児童会あいさつ運動 ・各学年で人権学習の取組	・「心のつどい」(人権集会) ・授業参観	・各学年で人権学習の取組
早期発見			・要配慮児童共通理解	・個人懇談 ・いじめアンケート調査②
	12月	1月	2月	3月
会議研修	・校内実践交流会	・いじめ問題対策委員会 ・校内実践交流会		・いじめ問題対策委員会 ・まとめ・次年度計画
未然防止		・児童会あいさつ運動 ・入学説明会 体験入学	・授業参観	・「命輝き集会」(人権集会)
早期発見			・要配慮児童共通理解	

## 【未然防止に向けて】

### ○認め合い支え合う集団づくり

- ・「居場所」づくりと「絆」づくり
- ・「自己有用感」「自己肯定感」を育む授業
- ・学校行事

### ○人権意識の高揚と豊かな心の育成

- ・人権教育の充実
- ・道徳教育の充実

### ○情報教育の充実

- ・情報モラル教育の推進
- ・インターネット利用  
ルールづくり等の啓発  
家庭におけるフィルタリング利用

### ○児童等の様子の把握

- ・児童の共通理解

### ○保護者、地域、関係機関との連携

- ・保護者への啓発と情報発信
- ・地域への情報発信と関係機関との連携

## 【早期発見に向けて】

### ○情報の収集

- ・教職員の“気付く力”を高める  
職員研修の充実(校内・校外)
- ・児童、保護者、地域からの情報収集
- ・休み時間等の校内巡視
- ・定期的な面談による情報収集  
(児童・保護者)
- ・アンケート調査の定期的な実施  
児童、保護者へのアンケート調査の実施

### ○相談体制の充実

- ・いじめ相談窓口の設置(校内)
- ・いじめ相談窓口の周知(校外)

### ○情報の共有

- ・報告の徹底と全教職員による情報共有
- ・配慮を要する児童の情報共有
- ・申し送り事項の確認と徹底
- ・「個人別生活カード」の活用